

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、三郷町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

令和元年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 生駒郡三郷町全域
- 三 測量の期間 令和元年七月十六日から令和二年三月三十一日まで